

～関連する用語や法律などの解説～

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
(男女共同参画社会基本法第2条より抜粋)

仕事と家庭の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について自らの希望するバランスで展開できる状態をいいます。

(第二次いわき市男女共同参画プラン用語集より抜粋)

固定的性別役割分担意識

男女を問わず、それぞれの個性が持つ能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性」「女性」という性別を理由として、役割や生き方など固定化してしまう意識のこと。

(第二次いわき市男女共同参画プラン用語集より抜粋)

いわき市男女共同参画推進条例

この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、並びに市、教育関係者、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として、平成23年4月1日に施行されました。

基本理念

1. 男女の人権尊重
2. 自分の生き方は自分の意思と責任で選択できる
3. 政策・決定の場への男女共同参画
4. 家庭における活動と職場、学校、地域等における活動への共同参画
5. 男女の健康と権利の尊重
6. 国際的協調

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的(第一条より)」として制定され、昭和61年に施行されました。近年の主な改正内容として、間接差別の範囲の見直し、セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底のための指針の見直しなどがあります。

育児介護休業法

「育児休業及び介護休業(中略)等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的(第一条より)」とした法律です。育児休業に関しては平成4年に施行され、介護休業に関しては平成11年に施行されました。近年の主な改正内容としては、父親の育児休業の取得促進や介護休暇の新設などがあります。